

❀ 児童虐待のない社会の実現をめざして ❀

一人で悩まないで 少し話してみませんか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出の自粛や在宅勤務、学校の休校等により、家族で過ごす時間が増えていることと思います。そのような中、子どもと長い時間を過ごす保護者のストレスや将来への不安から、家庭内での児童虐待やDVの増加が懸念されているところです。

些細なことがきっかけで、保護者が「しつけ」と称して振るった暴力・虐待が子どもの命に関わる重篤な結果につながるものもあります。子どもが思ったとおりに行動してくれない、注意したのにもかかわらず悪いことを繰り返すなどイライラしたとき、

少年サポートセンターヤングテレホン ☎088-625-8900

に御相談ください。

少年サポートセンターヤングテレホンは少年相談専用電話です。子どもさん本人からの相談も受け付けています。

～地域のみなさんへ～

県警察では、子どもの生命、身体の保護のため、児童相談所や市町村等の関係機関と緊密な連携を保ちながら児童虐待の早期発見、被害児童の早期保護に努めています。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



それぞれの家庭の事情はありますが、一人で悩み、助けを求めている保護者や子どももいます。もしかして虐待かなと思ったら、

児童相談所虐待対応ダイヤル 「189(いちはやく)」へ

緊急の場合は、ためらわず110番又は最寄りの警察署、交番、駐在所へ通報してください。